

鳥取県林地開発条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、鳥取県林地開発条例（平成17年鳥取県条例第96号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 残置森林 開発行為をしようとする森林のうち、土石又は樹根の採掘、土地の開墾その他の土地の形質の変更（以下「土地の形質変更」という。）を行わず現状のまま残置する森林をいう。
- (2) 造成森林 事業区域のうち、土地の形質変更を行った部分に植栽して造成する森林をいう。
- (3) 残置緑地 事業区域のうち、土地の形質変更を行わず現状のまま残置する緑地をいう。
- (4) 造成緑地 事業区域のうち、土地の形質変更を行った部分に緑化して造成する緑地をいう。

2 前項に定めるもののほか、この規則において使用する用語の意義は、条例で使用される用語の例による。

(開発行為の規模)

第3条 条例第2条第1号に規定する行為としての一体性を有するものとして規則で定めるものは、森林を開発する行為の実施主体、当該行為の期間又は当該行為が行われる場所の相違にかかわらず、当該行為の計画について相互に関連があるものとする。

(開発許可の申請等)

第4条 条例第5条第1項の規定による申請は、開発許可を受けようとするとき（許可計画に定める開発行為に係る森林以外の森林を開発する場合を含む。）にあつては林地開発許可申請書（様式第1号）、許可計画の内容を変更しようとするときにあつては林地開発変更許可申請書（様式第2号）を提出して行うものとする。

2 条例第5条第1項ただし書の規則で定める軽微な変更は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める変更とする。

|                                |   |
|--------------------------------|---|
| 1 開発行為に係る森林の区域又は事業区域に関する事項     | (1) 開発行為に係る森林の区域の縮小<br>(2) 事業区域の縮小（開発行為に係る森林の土地の面積が増加する場合を除く。）<br>(3) 所有権その他の事業区域内の土地に関する権利の変動<br>(4) 事業区域内の土地の地目の変更<br>(5) 事業区域内の土地に係る分筆又は合筆             |
| 2 開発行為の期間                      | 開発行為の期間の短縮  |
| 3 許可計画に関する事項                   | (1) 許可計画に係る工程（許可条件に係るものを除く。）についての開発行為の期間内における変更<br>(2) 許可計画に係る工区の設定又は変更   |
| 4 開発行為に伴う災害の防止のための方法及び施設に関する事項 | (1) 条例別表の基準の範囲内における切土又は盛土により生ずるのり面の勾配の緩和（開発行為に係る森林の土地の面積が増加する場合を除く。）<br>(2) 条例別表の基準の範囲内におけるえん堤、排水施設、洪水調節池、沈砂池その他の施設の能力の向上<br>(3) 開発行為に係る森林の区域内における開発行為のため |

3 条例第5条第2項の規定による届出は、林地開発行為変更届（様式第3号）によるものとする。  
（開発許可の申請に必要な書類）

第5条 森林法施行規則（昭和26年農林省令第54号。以下「省令」という。）第4条第1号の位置図は、  
開発行為に係る森林及び事業区域の位置を明示した縮尺5万分の1以上の地形図とする。

2 省令第4条第1号の区域図は、次の各号に掲げる事項を明示した縮尺5千分の1以上の等高線が  
記載された図面とする。

- (1) 開発行為に係る森林の土地の区域、開発行為をしようとする森林の区域及び事業区域
- (2) 前号の区域を明示するのに必要な範囲内における県の境界、市町村の境界並びに市町村の区  
域内の町、大字又は字の名称及びそれらの境界
- (3) 第1号の区域に係る土地の地番及びその境界並びに形状

3 省令第4条第2号の計画書は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 次に掲げる事項を記載した書類 林地開発事業計画書（様式第4号）
  - ア 開発行為に係る事業又は施設の名称
  - イ 開発行為をしようとする森林の面積
  - ウ 開発行為に係る森林、残置森林、造成森林、残置緑地又は造成緑地の面積
  - エ 条例別表の1の項の基準の欄の(4)に掲げる事項
  - オ その他知事が必要と認める事項
- (2) 条例別表の1の項の基準の欄の(1)のイに掲げる事項を記載した書類 工事工程（工区）計  
画表（様式第5号）
- (3) 条例別表の1の項の基準の欄の(3)に掲げる事項を記載した書類 全体計画及び期別計画の  
概要（様式第6号）
- (4) 次に掲げる事項を記載した書類 防災計画概要表（様式第7号）
  - ア 切土、盛土又は捨土の工法及び土量
  - イ よう壁、えん堤、排水路、導水路、貯水池、洪水調節池その他の防災施設の内容
  - ウ 防災施設の維持管理方法（開発行為完了後の維持管理方法を含む。）
- (5) 条例別表の1の項の基準の欄の(7)に掲げる事項を記載した書類 残置森林等の維持管理  
計画書（様式第8号）
- (6) 地形、森林の現況及び開発行為をしようとする森林又は事業区域の周辺の人家又は公共施設  
の位置を明示した縮尺2千5百分の1以上の等高線が記載された図面
- (7) 流域の地形、土地利用の実態、河川の状況等を明示した図面
- (8) 切土、盛土、捨土等の行為の形態別の施行区域の位置、のり面の位置、施設又は工作物の種  
類ごとの位置及び残置し、又は造成した森林若しくは緑地の区域を明示した縮尺2千5百分の1  
以上の等高線が記載された図面（条例別表の1の項の基準の欄の(3)に該当する場合にあっては、  
開発行為の計画及び事業の全体計画について作成されたものとする。）
- (9) のり面の高さ、勾配、土質及び施行前の地盤面並びにのり面保護の方法を示す図面
- (10) よう壁、えん堤、排水路、導水路、貯水池、洪水調節池等の施設の構造を示す図面及び設計  
根拠（仮設の施設を含む。）
- (11) 建物その他工作物の概要図

(12) 開発行為をしようとする森林の所在場所、面積及び権利関係を記載した書類 森林の所在場所、面積及び権利関係一覧表（様式第9号）

(13) 事業区域内の森林以外の土地のうち防災施設の設置その他の事業の施行に伴い開発者が使用する土地の所在場所、面積及び権利関係を記載した書類 森林以外の土地の所在場所、面積及び権利関係一覧表（様式第10号）

(14) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

4 省令第4条第3号の書類は、開発行為の施行同意書（様式第11号）に準じて作成するものとする。

5 省令第4条第5号の書類は、法令等の許認可の状況一覧表（様式第12号）とする。

6 省令第4条第6号の書類は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 資金計画書（様式第13号）

(2) 資金の調達について証する書類（自己資金により調達する場合は預金残高証明、融資により調達する場合は融資証明書等）

（開発許可の基準）

第6条 知事は、条例別表の1の項の基準の欄の(3)に掲げる場合にあつては、当該全体計画において定める期別計画ごとに開発許可を行うものとする。

2 条例別表の1の項の基準の欄の(4)に規定する原状回復等の事後措置は、法第10条の2第2項各号に掲げる森林の機能を回復するために行われる造林その他の措置とする。

3 条例別表の1の項の基準の欄の(5)に規定する適切な配慮は、開発行為により道路が分断される場合における代替道路の設置計画その他の周辺地域の森林施業に支障を及ぼさないための措置とする。

4 条例別表の1の項の基準の欄の(7)に規定する適切に維持管理されるものは、次の各号のいずれかに該当するものであつて、開発行為をしようとする森林の区域内に残置し、又は造成した森林が将来にわたって森林として保全されることが認められるものとする。

(1) 開発者が、森林又は緑地について所有権その他の権原を有しているもの

(2) 開発者が、地方公共団体と維持管理について協定を締結しているもの

(3) 前2号に掲げるもののほか、維持管理が確実に行われると認められるもの

5 条例別表の2の項及び3の項の基準に基づき災害の発生の防止のための措置を講ずる場合は、原則として、開発行為又は開発行為の他の工程に先行して当該措置を実施することとし、特に先行して当該措置を完了させる必要があると知事が認める場合は、知事が当該措置の完了の確認を行うまでの間は開発行為又は開発行為の他の工程を行わないこととする。

6 前各項に定めるもののほか、開発許可に関する技術的基準については、知事が別に定める。

（許可標識の掲示）

第7条 条例第7条第1号の規定による許可標識の掲示は、林地開発許可標識（様式第14号）によるものとし、開発者は、開発行為の期間中、当該開発行為を行う事業区域の見やすい場所に掲示しておくものとする。

（開発行為の着手の届出）

第8条 条例第7条第2号の規定による届出は、林地開発行為着手届（様式第15号）を提出して行うものとする。

（開発行為の工期の延長の届出）

第9条 条例第7条第3号の規定による届出は、林地開発行為工期延長届（様式第16号）を提出して行うものとする。

（開発者の住所等の異動の届出）

第10条 条例第7条第4号の規定による届出は、林地開発者住所等異動届（様式第17号）を提出して行うものとする。

（災害発生の報告）

第11条 条例第7条第5号の規定による報告は、林地開発行為災害発生報告書（様式第18号）を提出して行うものとする。

（開発行為の地位の承継の届出）

第12条 条例第7条第6号の規定による届出は、林地開発行為地位承継届（様式第19号）を提出して行うものとする。

2 林地開発行為地位承継届には、次に掲げる書類を添付するものとする。

（1） 承継の原因を証する書類

（2） 開発者の地位を承継する者が法人その他の団体である場合は、省令第4条第3号に掲げる書類

（3） その他知事が必要と認める書類

（開発行為の中止又は廃止の届出）

第13条 条例第13条第1項の規定による届出は、林地開発行為中止（廃止）届（様式第20号）を提出して行うものとする。

2 条例第13条第2項の規定による届出は、林地開発行為再開届（様式第21号）を提出して行うものとする。

（開発行為の完了の届出）

第14条 条例第14条の規定による届出は、林地開発行為（分割・部分）完了届（様式第22号）を提出して行うものとする。

2 林地開発行為（分割・部分）完了届は、次の各号に掲げる場合にあっては、当該各号に定めるところにより行うものとする。

（1） 許可計画に定める工区における開発行為を完了した場合 分割完了届

（2） 許可計画に定める工程のうち、防災施設の設置その他の工程について、特に先行して完了させる必要があると知事が認めるものを完了した場合 部分完了届

（開発行為の状況報告等）

第15条 条例第15条第1項の規定による報告は、林地開発行為状況報告書（様式第23号）を提出して行うものとする。

2 林地開発行為状況報告書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。

（1） 許可計画に係る平面図、縦断図及び横断図に報告時点の施行状況を示したもの

（2） 条例第5条第1項の申請又は同条第2項の届出の際に提出した第5条第3項第2号の書類に施工実績を記載したもの

（3） その他知事が必要と認める書類

（許可状況の公表）

第16条 条例第16条の規定に基づく公表は、県公報への登載その他の方法により行うものとする。

（書類の経由及び提出部数）

第17条 条例及びこの規則の規定により知事に提出する書類は、当該書類に係る森林を所管する総合事務所長（日野郡の区域に係る事務にあつては、西部総合事務所日野振興センター所長。以下同じ。）又は農林事務所長（八頭郡の区域に係る事務にあつては、東部農林事務所八頭事務所長。以下同じ。）を経由しなければならない。この場合において、当該森林を所管する総合事務所長又は農林事務所長が複数となるときは、当該森林の主たる部分を所管する総合事務所長又は農林事務所長を経由するものとする。

2 前項に規定する書類の提出部数は、2部とする。

（添付書類の簡素化等）

第18条 知事は、開発行為について他の法令等に基づく知事への許認可の申請その他の手続が必要とされる場合にあつては、開発者の負担を軽減するため、添付書類の簡素化その他の必要な措置を講ずるものとする。

（権限の委任）

第19条 この規則に規定する知事の権限に属する事務は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第153条の規定に基づき、別に定めるところにより、知事の権限に属する事務を処理するための組織を構成する機関の長に委任する。

（雑則）

第20条 この規則に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成23年規則第23号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年規則第48号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(令和2年規則第38号)

（施行期日）

この規則は、令和2年7月1日から施行する。ただし、第1条中鳥取県林地開発条例施行規則様式第4号及び様式第10号の改正規定並びに第2条の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

改正後の鳥取県林地開発条例施行規則第6条第8項第2号イの規定は、この規則の施行の日以後にされる開発許可の申請について適用する。

附 則(令和5年規則第19号)

この規則は、令和5年3月15日から施行する。

（経過措置）

改正後の鳥取県林地開発条例施行規則様式の災害が発生するおそれがある区域」及び「なだれ危険箇所」における災害防止措置概要表（様式第9号）の規定は、この規則の施行の日以後にされる開発許可の申請（変更申請を除く）について適用する。